

早稲田大学 大学院法学研究科

二〇一八年度修士課程 入学試験 問題(国外受験)

外国語科目

日本語(法律学基礎)

以下の文章を読み、問題に答えなさい。

わが国で、司法制度が市民生活から乖離しつつある原因の一つが、現代社会の複雑化にともない、新たに裁判所に持ち込まれるようになったいわゆる現代型訴訟に対して、裁判所が消極的な対応に終始したために、一九七〇年代末以降、市民の裁判に対する期待が次第に不信・絶望に転化していった点にあることは前述した。裁判所がこうしたいわゆる政策形成訴訟に対して消極的な態度をとる原因としては、裁判にとって紛争の解決こそが本来の正当な機能であり、政策形成機能はそうではないという伝統的な理解の下に、裁判による政策形成機能は、特殊日本の法文化を背景とする過渡的な病理現象であって、本来の民事訴訟の守備範囲外におくべきであるとの見解が職業裁判官の間にまだ根強い点や、そもそも所与の実体法規範に基づく裁判官の判決という構図を軸とする「要件事実依存型」ないし「要件Ⅱ効果型」訴訟観に立つかぎり、いわゆる現代型訴訟のような、適用される実体法規範が必ずしもはっきりしない訴訟では、裁判官が依るべき適切な判断基準がない点を挙げることができる。

しかし、つとに田中成明教授が指摘されているように、政策形成過程全体が立憲民主主義原理にのっとって必ずしも健全に機能していない現代の日本の政治状況の下では、裁判所が、個々の具体的事件に即して、行政・立法レベルの政策形成過程に有効な働きかけができない少数者や弱者の権利主張その他の要求・意見を汲み上げて、その要求・意見が政策形成過程に実効的に反映されるように配慮することも、現代の裁判に期待されている重要な役割と見ることができ。もちろん、そうはいっても、現実には裁判に期待されている多種多様な政策形成要求に全面的に応えたり配慮することが、現行訴訟手続の下では不可能ないし不適切である場合も少なくない。裁判所は、本来、政策形成機関として設置されたものではないからである。こうした訴訟機能の拡大の可能性とその限界を見定めるためには、裁判の固有の機能と、補充的・代替的機能との区分を明確にし、裁判所がそのような役割を引き受け、他の機関・手続とどのような機能分担をするかを明らかにすることが重要であるが、いずれにせよ、裁判所が、政治社会の現実や社会の期待をも視野に入れて、裁判の政策形成機能の在り方を弾力的に見定めようという姿勢をとらない限り、市民の裁判に対する不信感・絶望感はますますつのっていくことは間違いない。

そういった意味で、わが国の裁判所が、今後、市民にとって「分かりやすく、親しみやすい」裁判所になっていくためには、ある程度政策形成訴訟にも真正面から取り組むことが要請されるが、ただ、そうすると、たとえば原子力発電所の建設差止訴訟などの場合、被告側の事業の「公共性」と原告の受けている侵害との比較が訴訟における最大の争点となり、公共事業の意義をめぐる価値関係の論争が訴訟の場で繰り広げられることが予想される。しかし、いうまでもなく、それは元来、政治的論争に適したテーマであるため、果たして訴訟という場で、原告と被告の間でだけそうしたテーマについて議論し、裁判官がその議論に基づき公共事業の意義について判断することが適切か、という疑問が生じてくる。こうした政治色の強い事件に対し、裁判所が適切に対処するためには、職業裁判官のみに判断させるより、無作為に抽出された一般市民を訴訟に関与させ、その健全な一般市民的理性を裁判の結果に反映させることが、法の適用が社会の常識から乖離することを防ぐうえでも、また、裁判官に対する政治的批判を和らげ、裁判官の責任を分散させるうえでも必要であるように思われる。

中島弘雅「市民の司法参加」岩波講座「現代の法」第5巻「現代社会と司法システム」所収 岩波書店 一九九七年

問題

この文章は今から二〇年ほど前に書かれたものであるが、筆者はその時点で、政策形成訴訟に対して司法としてはどのような対応をとるべきであると述べているかを簡潔に述べたうえで、その後の経過をも踏まえて、あなたの自身の考えを述べなさい。また、その過程ではあなたの国において市民生活の中での司法制度の現状についても触れなさい。